

会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

	所管課	福祉課
会議名 (審議会等名)	嬉野市避難行動支援者連絡会議	
開催日時	令和4年5月26日(木) 14:00~15:00	
開催場所	嬉野市役所 塩田庁舎 3-2会議室	
傍聴の可否	(可) ・ 不可 ・ 一部不可	傍聴者数 0 人
傍聴不可・一部不可 の場合はその理由		
出席者	委員	坂口典子委員、古河タカ子委員、諸岡博子委員、中山逸男委員、北川正大委員、一ノ瀬毅委員、北川泰則委員、尾形安広委員、石崎知樹委員、副市長、市民福祉部長
	事務局	福祉課：課長、副課長、主査
	その他	総務・防災課：防災監
会議の議題	別紙のとおり	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度嬉野市地域防災計画【抜粋】 ・ 同意書兼個別避難計画書発送状況、名簿の配布について ・ 個別避難計画書作成率、未作成者内訳 ・ 居宅介護支援事業所(市内7か所)及び地域包括支援センター(市内3か所)への避難行動要支援者個別計画書作成業務委託の結果について ・ 避難行動要支援者同意書兼個別避難計画書(新様式)記入例 ・ 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 改定のポイント(令和3年5月) 	
審議等の内容	別紙のとおり	

	<p>委員</p> <p>事務局</p> <p>委員長 事務局</p>	<p>ている方と障害手帳保持者の中で個別避難計画書未作成の方に送付しているが、やはり個別避難計画書作成の必要性を感じていない方が多いように感じました。</p> <p>中々この回収率が上がらないので、何が原因なのかと毎回思っています。この資料3の裏側にある要介護認定者の中の「不明54名」というのがそうなのですか。</p> <p>この「不明54名」というのはどの事業所を利用されているのか判らない方々のことです。要介護認定を受けてもサービスの利用が無い方がおり、そういった方々について今後作成をしていかななくてはならないと思っています。</p> <p>他にご質問がなければ、次の議題に移りたいと思います。</p> <p>議題2 避難行動要支援者の避難の実行性の確保に向けた取り組みの実施について</p> <p>資料6をご覧ください。令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動支援に関する取組にも改定がありました。また、この改正により「個別計画書」の名称が「個別避難計画書」に変更になりました。主な改正内容は</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画書を作成する。 ② マイナンバーを活用した名簿及び個別避難計画の作成・更新 ③ 福祉専門職の参画 <p>嬉野市では令和2年度11月から市内の居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターに個別避難計画作成を業務委託しております。令和3年度の提出状況については資料4に載せておりますので、ご覧ください。令和2年度に元々担当をさせていただいていた要支援者について作成をさせていただいたので、令和3年度は新規で担当された方や以前作成した時から状態が変わった方に対して作成をさせていただいています。作成率については要介護認定者及び障害手帳保持者ともに1%向上しており全体で見ると65%の作成率になります。今後残りの35%の要支援者について個別避難計画書を作成していく必要があります。</p> <p>資料3の裏面をご覧ください。こちらに要介護認定者及び障害手帳保持者の内、未作成者の内訳を載せています。</p> <p>まず、要介護認定者の中で嬉野市内の事業所を利用されている方については業務委託を行っていますので、未作成者についても作成していただけるよう再度依頼をしていきたいと思っています。嬉野市外の事業所を利用されている方については、塩田町の谷所地区などでは鹿島市の事業所を利用されている方が多くいらっしゃいます。今後、市外の事業所についても個別避難計画書作成の業務委託をお願いしていきたいと考えています。また、障害手帳保持者の中で事業所を利用されている方についても、同様をお願いしていきたいと考えています。</p>
--	---	---

		<p>その他の方については、足掛かりがないため、考えていかなければならないと思っています。更に要介護認定者の中で事業所不明の方、また障害手帳保持者の中で自身で計画作成をしている方とサービス利用が無い方の世帯員数を調べたところ1人暮らし、高齢者2人暮らし、子供等と2人暮らしの方が非常に多かった為、優先順位が高い方として個別避難計画書作成を進めていきたいと考えています。事業所を利用されていない方については市役所として接点を持ちづらく、皆様にご意見を戴きたいと思います。</p>
委員長		<p>先程の内容についてご意見をいただいた後に事務局から皆様への相談に協議いただければと思います。</p>
委員		<p>資料3の裏面に記載されている要介護認定者の未作成者が244人もいることについて、この要介護認定者は居宅介護支援事業所だったり認定が必要だから申請をされているのですよね。居宅介護支援事業所はわからないのですか。</p>
事務局		<p>この内容は、居宅介護支援事業所から情報をいただいて作成しているのではなく、介護保険システムで私が調べて記載しています。申請をされたのがご家族で事業所名が出てこない方もおり、そのような方が事業所不明ということで資料に載せています。</p>
委員		<p>居宅介護支援事業者が市内に何カ所かあると思いますが、福祉課ではわからないですか。福祉課内で個人情報の提供などはないのですか。</p>
事務局		<p>福祉課内では情報提供はあります。ただ要支援者全員を把握しているわけではありません。</p>
委員		<p>どこの事業所というのは福祉課にリストは無いのですか。</p>
事務局		<p>要介護認定者がどこの事業所を利用しているといったリストはありません。業務委託をする際にも事業所を利用している方のリストなどは提供できないという話をされました。</p>
委員		<p>介護申請をする場合は福祉課にされるのですか。</p>
事務局		<p>方法はいろいろあると思います。介護保険事務所に直接持って行かれる方もいます。</p>
委員		<p>介護申請をした方のリストは福祉課にはないのですか。</p>
事務局		<p>杵藤地区の介護保険事務所ではわかると思いますが、福祉課では全てを見ることは出来ません。</p>
委員		<p>照会も出来ませんか。</p>
事務局		<p>照会については、まだ検討をしていませんでした。</p>
委員		<p>不明の方がとても多いので、先程も意見があったと思うのですが。</p>
委員		<p>毎回同じような意見ばかりになりますよね。</p>
委員		<p>介護保険事務所が取りまとめていることは知っています。ただ、市がA地区のBさんが介護度何とかわからないのですか。</p>
事務局		<p>個人の介護度はわかりますが、福祉用具だけを利用して他のサービスの利用が無いような方もいるので、どこの事業所を利用しているかに</p>

		<p>ついてはわからないところもあります。</p>
	委員	<p>居宅介護支援事業所のケアマネさん以外の取りまとめをするような方に問い合わせても答えてもらえないのですか。</p>
	事務局	<p>問い合わせについてはしてみたいと思います。</p>
	委員	<p>それから障害手帳保持者についてですが、障害手帳2級の方はあまりサービスの利用がないと思うのですが、1級の方は重心なども利用されていると思いますが、作成はされていないということですね。</p>
	事務局	<p>福祉課の障がいグループに調べてもらいましたが、1級の方でも視覚障害のみの方であったりするとサービスの利用がない場合があります。そこについては細かく見ていかなければいけないと思います。</p>
	委員	<p>障害福祉サービスといえば、居宅とかが色々身体面や生活面などを見てくれていると思うのですが、作成されていない方もいるのですね。</p>
	事務局	<p>障害手帳保持者の中にも要介護認定を持っている方がいて、その方がたは今回要介護認定者の方にまとめているので、障害手帳保持者の方の中でサービス利用が無い方は比較的若い方が多いです。</p>
	委員	<p>不明の方が多かったのでお尋ねしました。</p>
	事務局	<p>補足説明を致します。不明という書き方が分かりづらかったと思うのですが、認定を受けているけれども福祉用具のサービスだけを使って他のサービスを使っていないということで、ここに記載をしています。そういった方についてどのようにして個別避難計画書を作っていくかというアプローチの仕方が課題になってくると思います。やり方としては、区長さんや地域の方と話し合っって計画作成を進めていくなどあると思います。何のサービスを受けていない方の中で高齢者の1人暮らしの方について優先的に個別避難計画書をどうにか作成していき、有事の際に避難に繋げていくかだと思います。</p>
	委員長	<p>事務局からの補足説明でした。では、先程委員のから出た意見については事務局の方で問合せなどをお願いいたします。</p>
	事務局	<p>次に、事務局から提案があった、未作成者に対するアプローチについて協議をお願いします。事務局の方から何か提案等がありますか。</p> <p>先程お伝えしたように、サービス利用が無い方について民生委員さんや区長さんから聞き取りを行って訪問をして、災害時の避難についても考えていきませんかとアプローチできると思いますので、今後の計画の内容について委員の皆様にご精査や協議していただければと思います。</p>
	委員長	<p>委員の皆様からこのようにしたらいいなどの意見はありませんか。</p>
	委員	<p>不明者54名とありますが、もっと数字をかみ砕いて細かくしたほうがいいのではないかと。あと、何でも個人情報と言われて壁になってしましますが、そこを乗り越えて調整をしてもらって出しても貰わないと、実際に計画を発動する時に大きな穴になってしまうと思います。</p>
	委員	<p>先程から個人情報という話が出てきていますけど、介護保険のほうは</p>

		介護保険事務所のほうで把握されているので協議をしてもらって、なるべく不明の方の補足に努めてもらいたいと思います。
委員長		ありがとうございます。他に委員様から何かありますか。
		事務局としても足掛かりがないということで困っております。例えば区長の皆様と協議をさせてもらうなどは可能でしょうか。
委員		各区の区長さんをお願いして把握したいということか。
委員長		そういうことでの提案だと思います。民生委員さんや区長さんにご協力いただいて出来るだけ隙間がないような計画書を作ってあげたいというのが担当課の考えです。
委員		計画書を出してくださいというのは全員には言っていないのか。200名には個別避難計画書を送っていないのか。
委員長		未作成者244名に個別避難計画書を送っているのかどうかということですね。
事務局		未作成者の内、嬉野市内の事業所を利用している方を抜かした223名については2月に個別避難計画書を発送しています。
委員長		今の説明は、未作成者の中の要介護認定者の内、嬉野市内の事業所を利用している方を抜かした人数と障害手帳保持者ということですか。
委員		認定は受けているけれど、どこの事業所も利用していない方も含まれるということですか。
事務局		そうです。
委員		回答の仕方を見ていたら、どんなふうを書いたらいいかわからない人がいるのではないかと思います。また、世の中には出したくないといった方もいますよね。
事務局		個人情報晒したくないといった方もいるので、そういった方には不同意ということで回答をいただければ要支援者の名簿から名前を外しています。
委員		どこに誰がいて不明の人は誰ですよといったことが分かれば、私たちも民生委員さんたちも行っていいですよ。
委員		不明と書いてあるからわかりにくい。もっと細分化できないか。もっと内訳を書いてほしい。
委員		回収率は少しずつ上がってきている。
事務局		皆様のご協力があつて少しずつ上がってきている。
委員		なんとか出来なくはない。時間はかかるが。民生委員さんや区長さん、地域の人と協力をして作ってあげたい。
委員		この不明の54名の内訳として下に1人暮らし18名等と書いてありますよね。世帯員数が3人以上の方は緊急に作らなければならないわけではないですが、1人暮らしの方などはどういった状況かわからないですよ。元気な方なのではないですか。
委員		先程から話に出ているように細分化してもらって、委員さんがおっしゃるように54名の中でも特に一人暮らし、高齢者2人暮らしについて

		<p>ては何らかの支援が必要になってくると思いますので整理をしていただきたい。あともう一つは、個人情報なので答えたくないという人もいますので、計画書も直接送付するだけではなく理由なども様式の中に載せられるように整理していただければ、先が見えるのではないかと思います。事務局として対応は可能でしょうか。</p>
事務局		<p>対応をさせていただきたいと思います。</p>
委員長		<p>委員の皆様のご意見として、不明の54人をもっと細分化して、また個人情報を出したくないという人のために現場のほうで意見を聞いていただいて再度提出をさせていただくということによろしいでしょうか。</p>
委員		<p>ちょっといいですか。4月の行政区長会で名簿と個別避難計画を出されていますよね。例えば名簿に20人名前が載っていて、個別避難計画書が18人分ある。残りの2人に対して未作成といっているのですか。</p>
事務局		<p>行政区長会では要支援者の中で名簿提供に同意をしてもらっている方の名簿と、その中で更に個別避難計画書を作成されている方の計画書をお渡ししています。同意をされていない方や同意をしてもまだ個別避難計画書を作成していない方が未作成者に入ります。</p>
委員		<p>区長に渡されている名簿に載っている人以外にも要支援者がいるということか。</p>
事務局		<p>そうです。名簿自体にも名前を載せないでくださいという方もいますので、区長さんや民生委員さん達がお名前を把握していない方が何名かいらっしゃいます。</p>
委員		<p>これは計画書を送る文書に計画書を出してくださいと書いてあるのですよね。</p>
事務局		<p>そうです。返信用封筒も入れて郵送しています。</p>
委員		<p>提出しない理由は判りますか。出していない人には出したくないのか必要ないのか聞いた方がいいと思います。計画書の中に理由を書いて簡単に丸を付けられるようにしたらどうか。</p>
事務局		<p>郵送をした後、本人から問い合わせがあってその中で出したくないなどの理由を聞いた場合は名簿から削除するようにしています。しかし、計画書の様式内に不同意欄を設けてはいなかったなので、設けるようにしたいと思います。</p>
委員		<p>個別避難計画書の作成についてですが、高齢者の方になると欄が細かくて書けないといって書かない方がいる可能性は高いと思う。現実、高齢者施設では目が見えないとか手が震えるといったことで、書いてくださいと言われることがあります。そういったことを踏まえてケアマネさんに代筆してもらうとか第三者が代筆するといったことをすれば、作成率も上がってくると思います。</p>
事務局		<p>今、業務委託をしている居宅介護支援事業所や地域包括支援センター</p>

	<p>委員</p> <p>事務局</p> <p>委員長</p> <p>委員</p> <p>委員長</p> <p>事務局</p> <p>委員長</p> <p>事務局</p>	<p>ではケアマネさんが代筆で書かれています。</p> <p>市外の事業所を利用されている方はケアマネさんの代筆は少し難しいと思います。そういった時は民生委員さんや区長さんに代筆をお願いしていけばいいのではないかと思います。</p> <p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>貴重な意見として参考にさせていただきたいと思います。</p> <p>さて、終了の時間が近づいてきました。皆様から何かご意見はありますか。よろしいですか。</p> <p>はい。</p> <p>では議題3その他についてです。事務局何かありますか。</p> <p>特にありません。</p> <p>では議題3は終わります。私の進行はここまでで終わり、事務局に返します。ありがとうございました。</p> <p>それでは今回の避難行動支援者連絡会議は終了したいと思います。この会議は基本的には年に1回の会議ですが、緊急時には臨時開催することもあると思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>皆様、ありがとうございました。</p>
--	---	--